東海市告示第96号

平成28年東海市告示第64号(東海市手数料条例別表第4の30の項に規定する市長が定める機関及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類として市長が定めるものを定める件)を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年4月1日

東海市長 花 田 勝 重

前文中「別表第4の⑤の項」を「別表第4の⑥の項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改める。

1の表の申請の区分の欄中「別表第4備考第10号(2)」を「別表第4備考第18号(2)」に、「第13号(2)」を「第22号(2)」に改め、同表備考第2号中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

2中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に、「断熱等性能等級4」を「断熱等性能等級5、6又は7」に、「一次エネルギー消費量等級5」を「一次エネルギー消費量等級6」に、「一次エネルギー消費量等級4又は5」を「断熱等性能等級4、5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級5又は6」に改める。